

令和 4 年 6 月 7 日

第 2 回 笠松町 議会 定例会 議案

目 次

- 第 3 号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 第 1 号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 第 29 号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 30 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 31 号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 第 32 号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 33 号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 34 号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 35 号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第 36 号議案 旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止について
- 第 37 号議案 町道の路線認定について
- 第 38 号議案 財産の処分について
- 第 39 号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 40 号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第 41 号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 一 般 質 問

第 3 号選挙

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について

関係市町の長の推せんに基づくもの 2 人

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員

関係市町の長の推せんに基づかないもの 2 人

の選挙を行うものとする。

令和 4 年 6 月 7 日 選 挙

笠松町議会議長 川 島 功 士

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者

関係市町の長の推せんに基づくもの	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
関係市町の長の推せんに基づかないもの	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 1 号報告

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和4年6月7日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和3年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	円 3,119,000	円 3,119,000	円 0	円 3,118,000	円 0	円 0	円 1,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	35,140,000	35,140,000	0	35,138,000	0	0	2,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備推進事業	7,730,000	7,730,000	0	7,730,000	0	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業	7,731,000	7,731,000	0	7,730,000	0	0	1,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	25,137,000	25,137,000	0	0	22,600,000	0	2,537,000
9 教育費	2 小学校費	学校保健特別対策事業	4,063,000	4,063,000	0	2,025,000	0	0	2,038,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	3 中学校費	学校保健特別対策事業	1,803,000	1,803,000	0	900,000	0	0	903,000
計			84,723,000	84,723,000	0	56,641,000	22,600,000	0	5,482,000

第 2 号報告

建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく令和 3 年度笠松町下水道事業会計予算の建設改良費の繰越額について、同条第 3 項の規定により次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和3年度笠松町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	松枝処理分区(60工区)管渠埋設事業	円 124,894,000	円 66,224,400	円 58,669,600	円 18,650,000	円 31,400,000	円 8,619,600	円 0	円 0	年度内事業完了が困難なため
計			124,894,000	66,224,400	58,669,600	18,650,000	31,400,000	8,619,600	0	0	

第 29 号議案

笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- 1 令和 4 年 3 月 31 日 専 決
笠松町税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町税条例の一部を改正する条例

笠松町税条例（昭和30年笠松町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条の3の次に次の1条を加える。

（納税証明書の交付手数料）

第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、笠松町手数料条例（平成12年笠松町条例第12号。以下「手数料条例」という。）の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。

第33条の4第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「1件につき300円とする」を「手数料条例

で定める」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「証明書1件ごとに300円とする」を「手数料条例で定める」に改める。

第81条の8第2項中「規則」を「笠松町税減免取扱要綱(平成12年笠松町訓令甲第1号)」に改める。

第87条第4項中「、規則の定めるところにより」を削る。

第91条第1項及び第2項中「規則で定める様式による申請書」を「標識交付申請書」に改める。

第91条の2第1項中「標識の様式は、別に町の規則で定める。」を削る。

附則第9条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第9条の3第4項中「登録」を「規定の登録」に改め、同条第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第11条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の笠松町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税（昭和25年法律第226号）法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第30号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和4年6月7日 提出

笠松町長 古田 聖人

記

1 令和4年3月31日 専決

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 1 号議案

羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和 4 4 年笠松町告示第 1 9 号）第 5 条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に任命したいから町議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	久 納 万里子
住 所	羽島郡笠松町下本町 5 9 番地
生 年 月 日	昭和 3 5 年 1 1 月 2 8 日

第 3 2 号議案

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年笠松町条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 0, 5 0 0 円」を「3 1 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第 3 3 号議案

笠松町税条例等の一部を改正する条例について

笠松町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町税条例等の一部を改正する条例

(笠松町税条例の一部改正)

第 1 条 笠松町税条例（昭和 3 0 年笠松町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「(法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第 3 2 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 2 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 3 条の 6 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定す

る源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「前年の合計所得金額が20万円」を「、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額」に、「雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、社会保険料控除額若しくは生命保険料控除額の控除を受けようとする者又は施行規則第2条の2の表」を「施行規則第2条の2第1項の表」に、「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「施行規則第2条の3」を「、施行規則第2条の3第2項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住

所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附則第6条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同条第2項中「第33条の6第1項の適用」を「第33条の6第1項の規定の適用」に改める。

附則第15条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第23条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第24条を削る。

(笠松町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 笠松町税条例等の一部を改正する条例（令和3年笠松町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち笠松町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳

未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中笠松町税条例第32条第4項及び第6項、第33条の6第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第15条の3第2項、第19条の2第4項並びに第19条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中笠松町税条例第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の笠松町税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の笠松町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した

旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の笠松町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 新条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第34号議案

笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

笠松町介護保険条例（平成12年笠松町条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月7日 提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町介護保険条例の一部を改正する条例

笠松町介護保険条例（平成12年笠松町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和元年度分から令和3年度分までの保険料（令和2年2月1日から令和4年3月31日まで）」を「令和3年度分及び令和4年度分の保険料（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）」に、「令和2年1月以前分の保険料を除く」を「第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和4年3月31日以前の納期に係る納期限が同年4月1日以降に定められているものを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の笠松町介護保険条例附則第8条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第 3 5 号議案

笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について

笠松町体育施設条例（昭和 4 6 年笠松町条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町体育施設条例の一部を改正する条例

笠松町体育施設条例（昭和 4 6 年笠松町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

羽栗社会教育施設運動場	岐南町伏屋 7 丁目 9 6 番地
羽栗社会教育施設テニスコート	岐南町伏屋 7 丁目 9 6 番地

」

を削る。

別表第 1 屋外運動場施設使用料金表の表中

「

米野運動場	3 4 0 円	6 0 0 円
羽栗社会教育施設運動場	—	3 0 0 円
緑地公園内テニスコート	1 面	3 5 0 円
羽栗社会教育施設テニスコート	1 面	3 5 0 円

」

を

「

米野運動場	340円	600円
緑地公園内テニスコート	1面	350円

」

に改め、備考3を削る。

別表第2表中

「

羽栗社会教育施設運動場	夜間照明	1時間	1,820円
-------------	------	-----	--------

」

を削る。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

第36号議案

旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約を廃止する規約について

旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約（昭和50年笠松町告示第37号）を廃止する規約を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月7日 提出

笠松町長 古田 聖 人

旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約（昭和50年笠松町告示第37号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和4年8月1日から施行する。

第 3 7 号議案

町道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3 2 7 2	田代 7 4 号線	岐 阜 市	
		田 代	
3 2 7 3	田代 7 5 号線	田 代	
		田 代	
3 2 7 4	長池 2 1 号線	長 池	
		長 池	

第 38 号議案

財産の処分について

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年笠松町条例第 9 号）第 3 条の規定により、町議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の名称 | 羽栗社会教育施設 |
| 2 財産の所在 | 岐阜県羽島郡岐南町伏屋 7 丁目 9 6 番地 3 |
| 3 財産の種類 | 種別：土地
(土地の上にある工作物、地下構造物等を含む。)
地目：宅地
面積：6, 772. 86 平方メートル |
| 4 売払予定価格 | 金 239, 000, 000 円 |
| 5 売払の相手方 | 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地
岐南町
岐南町長 小島 英雄 |

令和4年度笠松町一般会計補正予算書

第39号議案

令和4年度笠松町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度笠松町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,540,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月7日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		930,674	165,146	1,095,820
	1 国庫負担金	738,255	345	738,600
	2 国庫補助金	187,001	164,801	351,802
15 県支出金		540,254	8,654	548,908
	1 県負担金	365,921	17	365,938
	2 県補助金	127,814	6,056	133,870
	3 委託金	46,519	2,581	49,100
17 寄附金		4	999	1,003
	1 寄附金	4	999	1,003
19 繰越金		150,000	9,181	159,181
	1 繰越金	150,000	9,181	159,181
21 町債		218,800	60,800	279,600
	1 町債	218,800	60,800	279,600
歳入合計		7,295,700	244,780	7,540,480

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		68,875	6,239	75,114
	1 議会費	68,875	6,239	75,114
2 総務費		842,621	47,015	889,636
	1 総務管理費	473,379	13,514	486,893
	2 企画費	181,408	35,205	216,613
	3 徴税費	128,955	△927	128,028
	4 戸籍住民基本台帳費	47,503	△777	46,726
3 民生費		2,474,366	74,172	2,548,538
	1 社会福祉費	1,620,010	54,306	1,674,316
	2 児童福祉費	854,256	19,866	874,122
4 衛生費		1,098,426	24,726	1,123,152
	1 保健衛生費	365,265	24,726	389,991
5 農林水産業費		43,121	445	43,566
	1 農業費	41,269	445	41,714
6 商工費		63,645	220	63,865
	1 商工費	63,645	220	63,865
7 土木費		540,758	69,992	610,750
	1 土木管理費	78,005	△9,449	68,556
	2 道路橋梁費	100,790	67,003	167,793
	4 都市計画費	345,780	12,438	358,218

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		936,717	21,971	958,688
	1 教 育 総 務 費	269,543	1,820	271,363
	2 小 学 校 費	133,401	9,854	143,255
	3 中 学 校 費	128,069	144	128,213
	4 社 会 教 育 費	152,854	△113	152,741
	5 保 健 体 育 費	252,850	10,266	263,116
歳 出	合 計	7,295,700	244,780	7,540,480

第2表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業	60,800	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の見 直しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。 銀行、その他の場合は、その債権者と協定した 融資条件による。ただし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	40,413	345	40,758	1 保健衛生費負担金	345	予防接種健康被害給付費負担金
計	738,255	345	738,600			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	73,943	90,740	164,683	2 企画総務費補助金	90,740	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	25,896	70,720	96,616	2 児童福祉費補助金	18,866	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 12,000 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 695 保育士等処遇改善臨時特例交付金 6,171
				3 社会福祉費補助金	51,854	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
3 衛生費国庫補助金	56,684	2,445	59,129	1 保健衛生費補助金	2,445	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
5 教育費国庫補助金	23,937	896	24,833	2 教育総務費補助金	896	保育士等処遇改善臨時特例交付金
計	187,001	164,801	351,802			

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費負担金	280	17	297	1 保健衛生費負担金	17	予防接種健康被害給付費負担金
計	365,921	17	365,938			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費補助金	2,168	3,218	5,386	1 保健衛生費補助金	3,218	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業費補助金
4 農業費補助金	4,178	2,838	7,016	1 農業費補助金	297	農業委員会費補助金 185 農地利用最適化交付金 112
				2 林業費補助金	2,541	ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業補助金
計	127,814	6,056	133,870			

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 土木費委託金	849	2,581	3,430	2 都市計画費委託金	2,581	都市計画基礎調査委託金
計	46,519	2,581	49,100			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	2	999	1,001	2 児童福祉費寄附金	999	子ども・子育て支援基金寄附金
計	4	999	1,003			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	150,000	9,181	159,181	1 前年度繰越金	9,181	前年度繰越金
計	150,000	9,181	159,181			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土木債	29,900	60,800	90,700	3 緊急自然災害防止対策事業債	60,800	緊急自然災害防止対策事業
計	218,800	60,800	279,600			

2 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 事務局費	15,103	6,239	21,342				6,239	2 給料	3,096	職員異動等による
								3 職員手当等	2,306	職員異動等による
								4 共済費	837	職員異動等による
計	68,875	6,239	75,114				6,239			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 一般管理費	265,679	9,856	275,535				9,856	1 報酬	1,126	会計年度任用職員報酬
								2 給料	5,439	職員異動等による
								3 職員手当等	1,995	職員異動等による
								4 共済費	1,101	職員異動等による
								8 旅費	△10	費用弁償
							18 負担金補助及び交付金	205	市町村職員退職手当組合負担金	
3 財産管理費	28,139	3,410	31,549	3,410				12 委託料	110	工事設計監理委託料
								14 工事請負費	3,300	施設改修等工事請負費
4 電子計算費	30,799	248	31,047				248	12 委託料	248	情報センター委託料
計	473,379	13,514	486,893	3,410			10,104			

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 企画総務費	169,245	35,205	204,450	38,018			△2,813	2 給料	△1,194	職員異動等による
								3 職員手当等	△2,039	職員異動等による
								4 共済費	△562	職員異動等による

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
							7 報償費	130	報償費 木曾川・笠松エリア利用調整協議会委員謝礼	10 120
							10 需用費	280	消耗品費 印刷製本費	30 250
							11 役務費	858	通信運搬費	
							12 委託料	2,750	官民連携による河川区域利用推進支援業務委託料	
							13 使用料及び賃借料	982	イントラネット機器使用料	
							18 負担金補助及び交付金	34,000	商工会クーポン事業補助金	
計	181,408	35,205	216,613	38,018			△2,813			

(款) 2 総務費

(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 税務総務費	87,844	△927	86,917				△927	2 給料	△497	職員異動等による
								3 職員手当等	△291	職員異動等による
								4 共済費	△139	職員異動等による
計	128,955	△927	128,028				△927			

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	47,503	△777	46,726				△777	2 給料	△476	職員異動等による
								3 職員手当等	△506	職員異動等による
								4 共済費	△182	職員異動等による

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
							12 委託料	19	住民基本台帳ネットワークシステム委託料	
							17 備品購入費	368	機械器具費	
計	47,503	△777	46,726			△777				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 社会福祉総務費	577,136	43,699	620,835	51,854			△8,155	1 報酬	△1,955	会計年度任用職員報酬
								2 給料	△2,349	職員異動等による
								3 職員手当等	△778	職員異動等による
								4 共済費	△1,121	職員異動等による
								8 旅費	△69	費用弁償
								10 需用費	100	消耗品費 50 印刷製本費 50
								11 役務費	257	通信運搬費 147 手数料 110
								12 委託料	1,337	情報センター委託料
								18 負担金補助及び交付金	50,000	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
6 福祉会館費	24,013	9,863	33,876	12,098			△2,235	1 報酬	△1,647	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	△309	会計年度任用職員期末手当
								4 共済費	△279	社会保険料
								12 委託料	1,557	工事設計監理委託料
7 国民年金総務費	18,574	744	19,318				744	14 工事請負費	10,541	福祉会館施設改修等工事請負費
								2 給料	412	職員異動等による
								3 職員手当等	263	職員異動等による
計	1,620,010	54,306	1,674,316	63,952			△9,646	4 共済費	69	職員異動等による

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
1 児童措置費	767,835	18,306	786,141	18,305			1	3 職員手当等	40	時間外勤務手当	
								10 需用費	5	印刷製本費	
								11 役務費	50	通信運搬費	23
										手数料	27
								12 委託料	600	情報センター委託料	
18 負担金補助及び交付金	17,611							保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	5,611		
								子育て世帯生活支援特別給付金	12,000		
3 子育て支援推進費	75,217	1,560	76,777	561		999		1 報酬	561	会計年度任用職員報酬	
								24 積立金	999	子ども・子育て支援基金積立金	
計	854,256	19,866	874,122	18,866		999	1				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
1 保健衛生総務費	137,142	898	138,040				898	3 職員手当等	232	職員異動等による	
								4 共済費	△22	職員異動等による	
								22 償還金利子及び割引料	688	返還金	
2 予防費	167,205	8,043	175,248	8,291			△248	10 需用費	698	消耗品費 306 印刷製本費 392	
								11 役務費	859	通信運搬費	259
										手数料	600
								12 委託料	4,041	人材派遣委託料	822
										新型コロナウイルス感染症ワクチン接種医療従事者確保事業委託料	3,219
13 使用料及び賃借料	66	複写機使用料									
18 負担金補助及び交付金	2,000	ワクチン接種会場タクシー乗車補助金									

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
							21 補償補填及び賠償金	379	賠償金	
5 環境衛生費	21,738	15,070	36,808	15,070			12 委託料	1,320	工事設計監理委託料	
							14 工事請負費	13,200	火葬場施設改修等工事請負費	
							17 備品購入費	550	機械器具費	
7 福祉健康センター費	8,160	715	8,875	715			14 工事請負費	715	福祉健康センター施設改修等工事請負費	
計	365,265	24,726	389,991	24,076		650				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 農業委員会費	2,426	299	2,725	297		2	10 需用費	19	消耗品費	
							11 役務費	65	通信運搬費	
							13 使用料及び賃借料	29	MDM使用料	
							17 備品購入費	186	機械器具費	
2 農業総務費	14,518	146	14,664			146	2 給料	△13	職員異動等による	
							3 職員手当等	100	職員異動等による	
							4 共済費	59	職員異動等による	
計	41,269	445	41,714	297		148				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 商工業振興費	29,931	220	30,151	1,498		△1,278	18 負担金補助及び交付金	220	笠松町商工会補助金	
計	63,645	220	63,865	1,498		△1,278				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 土木総務費	78,005	△9,449	68,556				△9,449	2 給料	△6,089	職員異動等による
								3 職員手当等	△1,543	職員異動等による
								4 共済費	△1,817	職員異動等による
計	78,005	△9,449	68,556				△9,449			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 道路維持費	36,779	60,847	97,626		60,800		47	14 工事請負費	60,847	側溝舗装等修繕工事請負費
2 道路新設改良費	30,838	6,156	36,994				6,156	12 委託料	2,750	道路新設改良設計業務委託料
								14 工事請負費	3,406	側溝舗装等新設改良工事請負費
計	100,790	67,003	167,793		60,800		6,203			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債	その他				
1 都市計画総務費	278,070	12,438	290,508	2,581			9,857	2 給料	6,732	職員異動等による
								3 職員手当等	3,777	職員異動等による
								4 共済費	1,929	職員異動等による
計	345,780	12,438	358,218	2,581			9,857			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 教育総務費	269,543	1,820	271,363	896			924	2 給料	130	職員異動等による
								3 職員手当等	700	職員異動等による
								4 共済費	93	職員異動等による
								18 負担金補助及び交付金	897	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
計	269,543	1,820	271,363	896			924			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	114,177	9,854	124,031	5,841			4,013	8 旅費	50	費用弁償
								13 使用料及び賃借料	268	パソコン機器使用料
								14 工事請負費	4,454	小学校校舎修繕等工事請負費
								17 備品購入費	5,082	管理用器具費
計	133,401	9,854	143,255	5,841			4,013			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	112,899	144	113,043				144	13 使用料及び賃借料	144	パソコン機器使用料
計	128,069	144	128,213				144			

(款) 9 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 社会教育総務費	69,851	△6,015	63,836				△6,015	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△3,441 △1,642 △932	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による
2 公民館費	65,900	4,755	70,655	4,731			24	8 旅費 14 工事請負費	24 4,731	費用弁償 松枝公民館施設改修等工事請負費
4 歴史未来館費	14,157	1,147	15,304	1,166			△19	8 旅費 14 工事請負費	△19 1,166	費用弁償 歴史未来館施設改修等工事請負費
計	152,854	△113	152,741	5,897			△6,010			

(款) 9 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
2 体育施設費	48,410	8,468	56,878	8,468				14 工事請負費	8,468	施設改修等工事請負費
3 総合会館費	16,061	2,752	18,813				2,752	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	1,954 367 391 40	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員期末手当 社会保険料 費用弁償
4 学校給食費	184,932	△954	183,978				△954	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△383 △411 △160	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による
計	252,850	10,266	263,116	8,468			1,798			

令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第40号議案

令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,723千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,893,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年6月7日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		304,341	△1,723	302,618
	1 他会計繰入金	300,844	△1,723	299,121
歳入合計		1,894,895	△1,723	1,893,172

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		47,446	△1,723	45,723
	1 総務管理費	26,599	△1,723	24,876
歳出合計		1,894,895	△1,723	1,893,172

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
計 画 策 定 事 業	令 和 5 年 度	総 額 2,878

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	300,844	△1,723	299,121	4 その他一般会計繰入金	△1,723	職員給与費等繰入金
計	300,844	△1,723	299,121			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 一般管理費	26,599	△1,723	24,876				△1,723	2 給料	△446	職員異動等による
								3 職員手当等	△930	職員異動等による
								4 共済費	△280	職員異動等による
								18 負担金補助及び交付金	△67	市町村職員退職手当組合負担金
計	26,599	△1,723	24,876				△1,723			

令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算書

第41号議案

令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度笠松町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度笠松町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額290,008千円は過年度分損益勘定留保資金127,232千円及び当年度分損益勘定留保資金162,776千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額243,721千円は過年度分損益勘定留保資金127,232千円及び当年度分損益勘定留保資金116,489千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	497,800千円	46,287千円	544,087千円
第1項 国庫補助金	106,200千円	△513千円	105,687千円
第3項 企業債	338,500千円	46,800千円	385,300千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業	195,400千円	197,200千円	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	125,000千円	170,000千円	同上	同上	同上

令和4年6月7提出

笠松町長 古田 聖人

令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算実施計画書

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			497,800	46,287	544,087	
	1 国庫補助金		106,200	△ 513	105,687	
		1 国庫補助金	106,200	△ 513	105,687	
	3 企業債		338,500	46,800	385,300	
		1 建設改良費等企業債	338,500	46,800	385,300	公共下水道事業債 1,800 資本費平準化債 45,000

令和4年度笠松町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 422,484,645
(2) 減価償却費	356,640,365
(3) 固定資産除却費	0
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 賞与引当金の増減額 (△は減少)	258,835
(6) 長期前受金戻入額	△ 155,895,900
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 1,000
(8) 支払利息	56,433,087
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	0
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	427,998,942
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小 計	262,949,684
(12) 利息及び配当金の受取額	1,000
(13) 利息の支払額	△ 56,433,087
業務活動によるキャッシュ・フロー	206,517,597

(単位：円)

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 322,143,756
(2) 無形固定資産の取得による支出	△ 18,069,610
(3) 国庫補助金等による収入	105,687,000
(4) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金収入	53,100,000

投資活動によるキャッシュ・フロー △ 181,426,366

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	385,300,000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 414,716,997
(3) 他会計からの出資による収入	0

財務活動によるキャッシュ・フロー △ 29,416,997

資金増加額（又は減少額） △ 4,325,766

資金期首残高 65,638,807

資金期末残高 61,313,041

令和4年度笠松町下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産	円	円	円	円
	(1) 有 形 固 定 資 産				
	イ 構 築 物	11,379,138,601			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,258,733,399</u>	10,120,405,202		
	ロ 機 械 及 び 装 置	2,117,311			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 686,008</u>	<u>1,431,303</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			10,121,836,505	
	(2) 無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		<u>845,495,034</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>845,495,034</u>	
	固 定 資 産 合 計				10,967,331,539
2	流 動 資 産				
	(1) 現 金 預 金			61,313,041	
	(2) 未 収 金		7,900,000		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 500,000</u>	<u>7,400,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>68,713,041</u>
	資 産 合 計				<u><u>11,036,044,580</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等企業債

3,986,851,783

企業債合計

3,986,851,783

固定負債合計

3,986,851,783

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等企業債

398,540,660

企業債合計

398,540,660

(2) 未払金

63,461,710

(3) 引当金

イ 賞与引当金

2,443,472

引当金合計

2,443,472

流動負債合計

464,445,842

5 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	69,748,838		
収益化累計額	<u>△ 8,028,891</u>	61,719,947	
ロ 国庫補助金	3,170,812,864		
収益化累計額	<u>△ 339,859,225</u>	2,830,953,639	
ハ その他長期前受金	2,873,941,444		
収益化累計額	<u>△ 238,967,269</u>	2,634,974,175	
長期前受金合計		<u>5,527,647,761</u>	
繰延収益合計			<u>5,527,647,761</u>
負債合計			<u>9,978,945,386</u>

資本の部

6 資本金

1,479,583,839

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金	<u>422,484,645</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 422,484,645</u>	
剰余金合計			<u>△ 422,484,645</u>
資本合計			<u>1,057,099,194</u>
負債資本合計			<u>11,036,044,580</u>